平成２７年（フ）第８２号
松江市乃木福富町355番地11　コーポ坂本103、前住所松江市南田町８番地26
債務者　米田　恵子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９号
北海道夕張郡長沼町錦町北１丁目11番１－３号
債務者　福原　良子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第５９号
北海道室蘭市築地町138番地
債務者　辻　　勝博
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第６３号
北海道伊達市舟岡町24番地77　Ｌａｎｄｅｃ21　201号室
債務者　片寄　　孝
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
北海道伊達市大滝区本町70番地６
債務者　橋本　良子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
北海道伊達市末永町28番地４　リバーサイド203、前住所北海道伊達市梅本町９番地５
債務者　工藤あけみ
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
福島県耶麻郡西会津町野沢字芝草甲297番地１、前住所福島県耶麻郡西会津町野沢字芝草甲279番地１
債務者　佐藤美奈子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
群馬県太田市新田木崎町1219番地３
債務者　田所　佑輝
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１０９号
香川県高松市上福岡町2028番地８
債務者　山浦ツヤ子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１６号
岐阜市折立840番地１　ユニテ井上502号室
債務者　宮下みどり
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３４号
香川県丸亀市三条町1580番地　ポラリス三条Ａ棟103号
債務者　篠原　功裕
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第４７号
香川県善通寺市中村町1447番地５
債務者　横田三智昭こと　横田　道明
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１９９号
千葉市中央区問屋町５番21―405号
債務者　井上　未来
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３１６号
千葉市稲毛区宮野木町1652番地148　Ｋハイツ202号
債務者　谷内　美砂（旧姓鳴澤）
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８０号
兵庫県宝塚市中山寺２丁目９番５号　ＣＯＺＹ中山201号
債務者　鳴瀬　妙子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第９１号
福岡県久留米市安武町住吉538番地６
債務者　清水　里美
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４４号
長崎県長崎市清水町５番52―201号、前住所長崎県長崎市富士見町11番13号　小笠原アパート202、旧住所北海道札幌市白石区東札幌三条５丁目１番25―703号
債務者　江上久美子（旧姓櫻町・小笠原）
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係